

個人情報の漏えいに関する法的考察

増田 果穂

個人情報の適正な取扱いは、情報化が高度に進展した現代社会において、一層重要性を増している。個人情報の取扱いが不適切に行われると、情報漏えいが発生し、多くの被害者を出すこともある。個人情報の取扱いを適切なものとするために、EUをはじめとする諸外国では、独立の監督機関が設置されている。日本でも、2016年1月に個人情報保護委員会が発足した。しかし、日本国内の法令には、個人情報の漏えい等の対策を行うための安全管理措置はあるものの、情報漏えい後に、監督機関や本人への報告義務を設ける規定はない。

以上の問題意識を踏まえ、本研究では、個人情報の漏えいに関する適切な規定のあり方についての法的考察を行うことを目的とした。具体的には、諸外国の法規制、日本における安全管理措置制度、個人情報の漏えいが問題となった裁判、近年の個人情報漏えい事案の傾向と分析に基づき明らかになったことを整理し、情報漏えい通知・報告制度を中心に個人情報保護法改正の可否を検討した。

結論では、個人情報のセキュリティを適切に担保するためには、事前対策と事後対策を組み合わせることが必要であると考えられる。事前対策としては安全管理措置、事後対策としてはデータ侵害通知が挙げられる。安全管理措置については日本でも個人情報保護法第20条から第22条において、安全管理措置、従業員の監督、委託先の監督規定をそれぞれ設けている。また、ベネッセ個人情報流出事件を受けて、第25条(第三者提供に関わる記録の作成等)、第26条(第三者提供を受ける際の確認等)で、2015年改正時に、個人データの第三者提供時の確認・記録義務が新設された。このように、事前対策については、日本においても相応の法的対策は講じられている。

他方、事後対策については十分とはいえない。情報漏えい事件をゼロにはできない以上、事故発生時の事後対策としての個人データ侵害通知を義務付けることの必要性が考えられる。日本での立法化を行うにあたって、日本の個人情報保護制度の性格性から、基本的にはEU方式に倣い、監督機関である個人情報保護委員会に対する個人データ侵害通知、リスクの高い時には本人に対する個人データ侵害連絡制度を導入する可能性を検討し、セキュリティを強化するための立法化を進めるべきと考えられる。ただし、組織や事業者、さらには通知を受ける監督機関の過度な負担を回避すべく、漏えいの規模、二次被害の可能性、個人データの形式(電子データか否か)や性質(機微性)等による制約条件を加えることで、適切な法制度を検討する必要があるだろう。

(指導教員 石井夏生利)